第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号中「$M_{14}=0.032$」を「$M_{14}=0.031$」に、「$M_{15}=0.034$」を「$M_{15}=0.033$」に、「$M_{16}=0.034$」を「$M_{16}=0.033$」に、「$M_{17}=0.033$」を「$M_{17}=0.028$」に改め、同号算式Ⅰの符号Ｎ中「一時支給金」を「一時金支給資金」に改め、同号算式Ⅰの符号中「$P_{15}=0.034$」を「$P_{15}=0.033$」に、「$P_{16}=0.034$」を「$P_{16}=0.033$」に、「$P_{17}=0.033$」を「$P_{17}=0.028$」に、「$P_{19}=0.033$」を「$P_{19}=0.032$」に、「$P_{20}=0.033$」を「$P_{20}=0.032$」に、「$P_{22}=0.027$」を「$P_{22}=0.033$」に、「$R_{17}=0.012$」を「$R_{17}=0.010$」に、「$T_{17}=0.026$」を「$T_{17}=0.022$」に、「$T_{22}=0.022$」を「$T_{22}=0.026$」に改め、同号算式Ⅰの符号U_n中「第11項」を「第10項」に改め、同号算式Ⅰの符号中「$V_{22}=0.016$」を「$V_{22}=0.020$」に改め、同号算式の符号W_n中「第11項」を「第10項」に改め、同号算式の符号中「$X_{22}=0.016$」を「$X_{22}=0.020$」に改め、同号算式Ⅰの符号Z_{26}の次に次のように加える。

$Z_{27}=0.002$	
AA_n	公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
$AB_{27}=0.002$	

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅱを次のように改める。

算式Ⅱ
$\dfrac{B\times0.5+\sum_{n=11}^{27}(C_n\times D_n)+\sum_{n=16}^{17}(E_n\times F_n)+\sum_{n=12}^{27}(G_n\times H_n)}{636円\times A}+\sum_{n=16}^{27}(I_n\times J_n)-K\times0.5+L+M_n\times N_n$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅱの符号Ｂ中「当該年度における元利償還金」を「当該年度における元利償還金（この表市町村の項第６号算式の符号ADの総務大臣が算定して通知した額の基礎となった元利償還金を除く。）」に改め、同号算式Ⅱの符号C_n中「平成26年度」を「平成27年度」に、「並びに再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額」を「、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに公営企業会計適用債を除く。）の額に相当する額（この表市町村の項第６号算式の符号ADの総務大臣が算定して通知した額の基礎となった地方債の額を除く。以下算式の符号E_n、G_n、I_n及びM_nにおいて同じ。）」に改め、同号算式Ⅱの符号中「$D_{17}=0.026$」を「$D_{17}=0.025$」に、「$D_{22}=0.014$」を「$D_{22}=0.024$」に、「$D_{24}=0.005$」を「$D_{24}=0.012$」に改め、同号算式Ⅱの符号D_{26}の次に次のように加える。

$D_{27}=0.002$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅱの符号中「$F_{17}=0.012$」を「$F_{17}=0.011$」に、「$H_{17}=0.058$」を「$H_{17}=0.056$」に、「$H_{18}=0.057$」を「$H_{18}=0.056$」に、「$H_{22}=0.031$」を「$H_{22}=0.054$」に、「$H_{24}=0.012$」を「$H_{24}=0.028$」に改め、同号算式Ⅱの符号H_{26}の次に次のように加える。

$H_{27}=0.004$

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅱの符号I_n中「第11項」を「第10項」に改め、同号算式Ⅱの符号中「$J_{16}=0.034$」を「$J_{16}=0.033$」に、「$J_{17}=0.035$」を「$J_{17}=0.030$」に、「$J_{18}=0.036$」を「$J_{18}=0.035$」に、「$J_{20}=0.036$」を「$J_{20}=0.035$」に、「$J_{21}=0.036$」を「$J_{21}=0.035$」に、「$J_{23}=0.035$」を「$J_{23}=0.034$」に、「$J_{24}=0.005$」を「$J_{24}=0.034$」に改め、同号算式Ⅱの符号J_{26}の次に次のように加える。

$J_{27}=0.002$	

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅱの符号Ｋ中「第11項」を「第10項」に改め、同号算式Ⅱの符号Ｌの次に次のように加える。

M_n	流域下水道、公共下水道幹線管渠等及び農業集落排水施設の準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額
$N_{27}=0.002$	

第十二条第五項の表都道府県の項第八号算式Ⅲ及び算式Ⅲの符号を次のように改める。

算式Ⅲ
$\dfrac{B\times0.6+C\times0.45+\sum_{n=13}^{27}(D_n\times E_n)+F\times0.3+G\times0.6+H\times}{\dfrac{0.45+I_n\times J_n+K\times0.6+\sum_{n=12}^{27}(L_n\times M_n)+N\times0.75+O\times}{636円\times A}}0.45+P+Q+R+S+T$

算式Ⅲの符号

A	測定単位の数値
B	昭和44年度以降に建設された地下高速鉄道の建設に係る過年度分の事業費（ただし、Fに係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額
C	昭和44年度以降に建設された地下高速鉄道の建設に係る当該年度分の事業費（ただし、Fに係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額
D_n	地下高速鉄道の建設に係る事業費（ただし、Fに係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額
$E_{13}=0.0318$	
$E_{14}=0.0212$	
$E_{15}=0.0246$	
$E_{16}=0.0250$	
$E_{17}=0.0250$	
$E_{18}=0.0253$	
$E_{19}=0.0256$	